

地域密着型特別養護老人ホームくぬぎ荘

重要事項説明書

社会福祉法人 泰斗

地域密着型特別養護老人ホーム くぬぎ荘重要事項説明書

<令和 8 年 8 月1日現在>

1 事業者の概要

名 称: 社会福祉法人 泰斗
代 表 者: 理事長 宮野鼻 泰弘
所 在 地: 合志市野々島 5678 番地 2

2 事業所

名 称: 地域密着型特別養護老人ホーム くぬぎ荘
事業所番号: 4391600113
代 表 者: 施設長 魚谷 康洋
所 在 地: 合志市野々島 5678 番地 2
(電話)096-242-9100 (FAX)096-242-9101

3 施設の目的、法人理念及び運営方針

(1)施設の目的

介護保険の関係法令に従い、入居者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、施設サービスを提供いたします。

(2)法人理念

「感謝」と「奉仕」と「誇り」の精神を希求しよう

(3)運営方針

- ・その人らしく(その人が望む)日常生活を営むことが出来るよう支援します
- ・専門職としての誇りを持ち、利用者の意思・人格・尊厳を尊重し誠実に向き合います
- ・地域における公益的な取り組みを、積極的に行います

4 施設の概要

- (1)入居定員 29 名
(2)居室 個室 29 室
(3)構造等

敷地面積		2417.04 ㎡
建 物	構 造	鉄骨造平屋建金属板葺
	延べ床面積	1050.52 ㎡
入居定員		29 名:3 ユニット(10 名×2 ユニット、9 名×1 ユニット)

(4)居室

居室の種類	室数	一人あたりの居室面積	備考
居室タイプ 1	18 室	11.11 ㎡	
居室タイプ 2	9 室	11.41 ㎡	
居室タイプ 3	2 室	11.44 ㎡	

(5)その他

設備	室数	面積	備考
共同生活室	3 室	81.24 ㎡	

特殊浴室A	1 室	13.20 m ²	
特殊浴室B	1 室	7.59 m ²	
浴室C	1 室	4.71 m ²	
医務室	1 室	9.18 m ²	
静養室	1 室	12.14 m ²	

5 施設の職員体制

施設長1名、生活相談員1名(兼務)、介護職員10名以上、看護職員1名以上、医師(非常勤)1名(兼務)、管理栄養士1名、介護支援専門員1名(兼務)、機能訓練指導員1名(兼務)

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	日勤(08時30分～17時30分)
生活相談員	日勤(08時30分～17時30分)
介護職員	早出(07時00分～16時00分) 日勤(08時30分～17時30分) 遅出(10時00分～19時00分) 準夜(13時00分～22時00分) 夜勤(17時00分～翌09時00分)
看護職員	早出(08時00分～17時00分) 日勤(08時30分～17時30分) 日勤(09時00分～18時00分) 遅出(10時00分～19時00分)
医師(嘱託)	週1回往診により状態の把握
管理栄養士	日勤(08時30分～17時30分)
機能訓練指導員	日勤(08時30分～17時30分)
介護支援専門員	介護職員と兼務

7 施設サービスの内容と費用

(施設のおけるサービス)

ア サービス内容

- 食 事:入居者が好きな時間に好きな場所で食事がとれるように介護職員が支援します。
(朝食)07時30分～08時30分
(昼食)12時00分～13時30分
(夕食)18時00分～19時30分
- 入 浴:浴室一般浴と機械浴があり、入居者の状況に応じた入浴をしていただきます。
- 排 泄:入居者の状況に応じた援助を行います。
- 機能訓練:生活リハビリテーションの考えを基本に、身体機能低下を防止するよう努めます。
- 健康管理:嘱託医による回診があります。病気等のときには協力医療機関への受診を行います。
- 相談及び援助:入居者及びご家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として基本報酬と必要な加算の総額及びご負担段階に応じた食費と居住費が利用者負担となります。利用者減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより事業者へ直接介護給付が行われない場合があります。その場合料金表の利用料金全額(基本報酬と必要な加算介護保険適用分10割の総額+ご負担に応じた食費と居住費)をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行いたします。(サービス提供証明書及び領収書は、償還払いを受ける時に必要になります。)また、自己負担となる施設サービスは実費負担となります。また平成

23 年度から社福軽減事業により、100%の軽減が行われるため、生活保護受給者の個室ユニット型施設入居が可能となりました。

合志市に住民票を有する方の施設となっておりますので、合志市に住民票が無い方のご利用はできません。合志市から住民票を異動される場合、事前にお申し出ください。入居者に住民票を異動された場合、住民票を異動された日より、介護保険給付を含む介護保険で定められた金額の全額自己負担の金額でお支払頂きます。

「施設サービス費」及び「加算」につきましては巻末にございます。

ウ 利用者負担軽減制度

利用者負担額の一部(原則 1/4、老齢福祉年金受給者 1/2)を軽減する制度です。

市民税世帯非課税で、以下の要件を満たし、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に考慮し、生計が困難と認められた人が対象となります。まずは、合志の窓口(合志市役所 高齢者支援課)におたずねください。

該当者には、合志市から「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が交付されます。

社会福祉法人は、当該確認証を提示した利用者に対し、確認証の内容に基づき施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費の軽減を行います。

(要件)

- ① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万を加算した額以下
- ② 預貯金等が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

8. 利用料のお支払い方法

毎月15日までに「施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、25 日までにお支払ください。

お支払い方法は、①②のいずれかの方法でお支払ください。

① 自動引き落とし

入居月の翌月 26 日に引き落とされます。※口座引き落とし手数料 150 円がかかります。

② 指定口座への振込み

金融機関名	支店名	肥後銀行	須屋支店
預金種別	口座番号	普通	551508
口座名義	シャカイフクシホウジン タイト リジチョウ ミヤノハナヤスヒロ 社会福祉法人 泰斗 理事長 宮野鼻 泰弘		

9. 施設を退所していただく場合

本契約では、契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、該当するに至った場合には、本契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- 1、要介護認定によりご契約者の介護度が要介護3～5に該当しなかった場合
- 2、ご契約者が医療施設へ入院した場合で、明らかに3ヶ月を経過しても退院できないことが確かなとき。
- 3、ご契約者から退居の申し出があった場合、又は施設が退居の申し出を行った場合

(1) ご契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)

本契約の有効期間内であっても、ご契約者からの当施設の退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の14日間以上の予告をもって、解約することができます。また、以下の事由に該当する場合、直ちに解約することができます。

- 1、介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 2、施設の運営規定の変更に同意できない場合

- 3、ご契約者が入院された場合
 - 4、施設が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
 - 5、施設が守秘義務に反した場合
 - 6、施設が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合
 - 7、又は不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
 - 8、他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合
 - 9、もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合
- (2)施設からの申し出により退居していただく場合以下の事由に該当する場合には、当施設から退居していただくこともあります。
- 1、ご契約者等(入居者、その代理人、入居者の家族、身元引受人)が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
 - 2、ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、支払われない場合
 - 3、ご契約者等(入居者、その代理人、入居者の家族、身元引受人)が、故意又は過失により施設の他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
 - 4、ご契約者が医療機関に入院され、医師の判断により施設生活が困難と診断された場合

10. サービス内容に関する苦情(ご意見・ご提言)窓口

当施設における苦情相談対応体制

苦情解決責任者	魚谷康洋(施設長)
苦情相談受付窓口	松葉寛幸(介護係長)
受付時間	9時00分～17時00分
受付方法	電話(096-242-9100)・面談(事務所)・ご意見箱

第三者委員について直接言いづらい際には第三者委員の方に申し出ることができます。

氏名	電話番号	職業・役職
木村 伊津子	090-5935-2099	NPO 法人老いと病いの文化研究所われもこう
古場 賢剛	096-202-5095	ユトリック団地自治会役員

円滑迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

入居者等から苦情等の申し出があった場合、まず、上記担当者が内容を伺い下記の手順により処理します。苦情内容及び処理経過については、苦情相談受付簿に記録保存し、その後のサービスの質の向上に活用します。苦情の処理は他の業務に優先して迅速に行うものとし、早急な解決を心がけ、入居者が安心し日常生活を送れるようにサービスの提供を受けられるよう最大限の努力を行います。

1. 苦情受付担当者が、苦情を申し立てられた方に苦情等の内容の聞き取りを行い、苦情等がその場で解決可能なものであれば、その場で速やかに同意を得、解決を図ることとします。この場合も必ず管理者に報告します。
2. 苦情がその場で解決困難なものであった場合、苦情の原因となっていることについて、十分な聞き取りを行い、又、担当職員への聞き取りにより、事実を詳細に把握します。
3. その後、翌日までには施設内で検討会議を開き、施設が改善すべき点を整理した苦情等対策案を作成し、入居者等に説明し、同意を得ます。
4. 苦情の内容によっては外部の第三者委員に苦情内容及び処理等の状況について報告します。

施設以外の苦情受付機関

県「運営適正化委員会」	熊本県社会福祉協議会 (県総合福祉センター)	096-322-8440
県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情相談窓口	096-214-1101

合志市役所	高齢者支援課	096-248-1102
-------	--------	--------------

11. 非常災害時の対策

くぬぎ荘では、火災、震災その他の災害から入居者及び職員等の生命、身体、財産の保全を図ることを目的とした「防火管理規程」「防災規程」を設けています。消防署と連携を図り、年 2 回の消火訓練、避難訓練を実施します。

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームくぬぎ荘消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練	夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。			
防災設備	非常用発電機	1台		
	防火戸	2 か所	消火器	7 個
	スプリンクラー設備			
	Aユニット	60 か所	Bユニット	41 か所
	Cユニット	41 か所	防災グッズ庫	3 か所
	地域交流スペース		8 か所	
防災対策	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	菊池消防署への届出日：平成 29 年 9 月 26 日			
	防火管理者：魚谷康洋（施設長）			

12. 嘱託医師

嘱託医	津野田 陽子 医師
勤務先	特定医療法人 萬生会 合志第一病院
所在地	合志市御代志 812-2
連絡先	TEL 096-242-2745

13. 協力医療機関等

医療機関の名称	特定医療法人 萬生会 合志第一病院
所在地	合志市御代志 812-2
連絡先	TEL 096-242-2745
診療科	総合内科、リハビリテーション科、神経内科、血液・腫瘍科、緩和ケア内科、皮膚科
医療機関の名称	徳治会歯科医院合志（旧：長野歯科医院）
所在地	合志市野々島 4787-20
連絡先	TEL 096-242-1891
診療科	歯科

14. 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	感染症対策のため、別紙の「面会について」をご覧ください。衣替え、お菓子等の差し入れについては、職員が玄関でお預かりいたします。
外出・外泊	感染症対策のため、現在行っておりません。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

	ます。
喫煙	喫煙場所以外での喫煙は控えていただきます。
迷惑行為等	騒音等の他の入居者に対して迷惑になる行為は、ご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金の管理	所持金は自己の責任で管理していただきます。 小遣い金などの現金は一切お預かりいたしません。
洗濯	施設にて洗濯させていただきます。個別にて洗濯希望の場合、洗濯機を用意しておりますので、ご自由にご使用ください。クリーニングを必要とする衣類は、お持ち帰りください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はお断りします。
個人情報について	個人情報保護法案に基づき取り扱いますが、やむを得ず、緊急時の場合は、入居者及びご家族の個人情報を関係機関に提示する場合があります。

【個人情報の利用目的】

社会福祉法人泰斗では、個人情報保護及び入居者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに入居者の個人情報の「利用目的」を公表します。

なお、あらかじめ入居者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

※別紙「個人情報の使用に係る同意書」にて個人情報に関する内容及び利用目的についてご説明いたします。

【くぬぎ荘における看取り介護について】

入居された皆様におかれましては、末永くお元気で過ごされることを一番に願い、日々の介護に努めてまいります。しかし、体調を崩された場合、通院や入退院の繰り返しになる場合もあります。そこで、最終的に延命のために治療を望まれない場合、当施設において余生を全うされるように心をこめて看取りを行う所存です。その際は、改めて、ご家族の方々をはじめ、嘱託医、施設長、介護・看護職員と話し合いを持ちます。また、看取りについてご説明をいたします。

できるだけ、ご本人、ご家族のお気持ちに沿えるように職員一同、最期の時間を大切に過ごすことができますように努めてまいります。

※別紙「看取り介護指針」の内容説明をいたします。